

五四運動と日本

——親日派三高官「罷免」問題をめぐって——

狹 閑 直 樹

ヨーロッパにおける大戦の勃發は、日本の支配層にとって「大正時代の新天佑」(元老井上馨の語)と歓迎された。「東洋にたいする日本の利権」の確立にとつてまことに好都合、と見なされたからである。朝鮮併合を了えた日本にとって、次のステップが中國であることはことがらの自然と言つてよいだろうが、實際、この時期の日本の對華侵略政策はきわめて廣範に展開される。しかし、ここでは五四運動の直接的な導火線となつた所謂「山東問題」、すなわち山東省におけるドイツ權益の日本による繼承問題にしばつて見ていくことにする。

ごく簡単に言えば、第一次世界大戦開始時の大隈内閣(一九一四・四―一九一六・一〇)は人目を憚る「二十一カ條」を袁世凱に押しつけ、ついで寺内内閣(一九一六・一〇―一九一八・九)が悪名高い「援段政策」をとることによつて權益入手を確實にしようとし、そして、原内閣(一九一八・九―一九二一・一二)はけつして巧妙とはいえぬ術策を弄してバリ講和會議で、ドイツの山東權益繼承という目的を達した¹⁾。當時、日本ではそれを山東問題の「解決」と稱したが、その「解決」とは、中國の主權を蹂躪することによる日本の要求貫徹にほかならなかつた。とすれば、それが問題の一層の複雑化を結果することは容易

に豫想されてよいが、後の歴史は周知のような展開を見せることになる。

一 「山東問題」について

ドイツの在華權益の核心は、山東省に扶植されたるもの權益である。それは膠州灣頭の殖民都市青島を核として、その地と省都濟南をむすぶ膠濟鐵道を軸に打ち立てられていた。

日本がドイツの山東權益にたいする態度を最初に公けにしたのは一九一四年八月一五日に發した「對獨最後通牒」³においてのことである。それは、「現下の狀勢に於て極東の平和を紊亂すべき源泉を除去し、日英同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するの措置を講ずるは、該協約の目的とする東亞の平和を永遠に確保するか爲に極めて緊要のこと」云々との前文をかかげ、一九一四年八月二三日正午を期限として、以下のことを「無條件に應諾」するようドイツ政府に迫るものだった。

第一 日本及支那海洋方面より獨逸國艦艇の即時に退去すること能はざるものは、直に其武裝を解除すること

第二 獨逸帝國政府は、膠州灣租借地全部を支那國に還付するの目的を以て、千九百十四年九月十五日を限り、無償無條件にて日本帝國官憲に交付すること

この第二項「膠州灣租借地」が山東問題の根幹なのだが、見られるとおり、最後通牒は「支那國に還付する」ためにそれを日本に「交付」せよ、と要求したのである。これは奇妙な論理、辯解的な物言いと言ってよい。げんに、この文言にた

いしては、當時、「小心に過ぎ」る、「自縄自縛」等いろいろと批判があびせられた⁽⁴⁾。しかし大戦後の民族自決風潮の高揚に端的にみられるように、主權國をまったく無視して列強間だけで權益のやりとりを済ますことのできない時代になっていた。ゆえにその一句には、そのような新しい時代に特有の歴史性が刻印されていたといえよう。

もちろん、世界制覇を目指すドイツが簡単に日本の要求を呑むはずはなかった。その結果、日本はドイツに宣戦し、山東半島に派兵、一月七日には青島を攻略した。一方、中國政府は大戦勃發直後に局外中立を宣言し、交戦區域を山東半島東部に限定した。しかし、日本はそれを無視し、青島攻略に先だって膠濟鐵道全線を占領した。問わず語りに、眞意をさらけ出したものと言えよう。

一方、外交面では、日本は中國にかの「二一カ條」を強要した。交渉は一九一五年一月から始められ、かなりの曲折を経て五月に一應の決着をみる。日本はこれにも最後通牒を切り札として使ったが、中華民國大總統袁世凱はその恫喝に屈した。その發出日（五月七日）と受諾日（九日）は後に「國恥記念日」とされることになる。

「二一カ條」はきわめて廣範圍にわたる權益を全五號にわけて要求したもののだが、その「第一號」が山東にかかわるものだった。「第一號」は全四條よりなり、山東の沿岸島嶼不割讓、鐵道建設、都市開放などの諸要求をも含んでいるが、その第一條はこうである。

第一條 支那國政府は、獨逸國か山東省に關し條約其他に依り支那國に對して有する一切の權利利益讓與等の處分に付、日本國政府か獨逸國政府と協定すべき一切の事項を承認すべきことを約す。

つまり、日本がドイツと協定する「一切の事項を承認」せよと言っているわけで、これでは「對獨最後通牒」にいう「支

那國に還付する」云々はどうか、疑念を抱かれても仕方ないだろう。しかし、五月二五日に「山東省に關する條約」を締結調印するに先立つ二一日、日置益公使より陸徵祥外交總長に宛てた「公文」では、「現下の戰役終結後、膠州灣租借地にして全然日本國の自由處分に委せらるる場合に於ては、左記の條件の下に租借地を支那に還付すべし」と新たに條件をつけてではあるが、なおも「還付」の態度を言明している。中國に還付するという大義名分なしには、ドイツの山東權益交付を國際外交場裏で要求できない、と日本が判斷していたことが分かるのである。

とはいへ、それがあくまで表面を飾った言辭でしかなかったことは、裏で進めた對列強工作からも明らかである。日本は、まずイギリスに戰後の講和會議での山東省權益等に關する日本の要求支持をはたらきかけた。それに對し、一九一七年二月、イギリスのグリーン駐日大使が本野外相にあたえた「回答」はこうだった。

英國政府は講和會議の際、山東に於ける獨逸の諸權利並赤道以北の諸島に於ける獨逸の所領に關し、日本の提出する要求を支持すべき旨の保障を得むとする日本の希望に對し、茲に欣然應諾の意を表す。

もちろん後文に、赤道以南の獨逸領諸島に對する英國の要求支持と引き替え、との條件がついてはいたが、日本としては、まったくもって必要にして十分な成果だった。かくして、イギリスの「密約」取付という最も重要な關門を越えたあと、日本はフランスとロシアに働きかけた。三月初め、フランス・ロシアはともに、講和交渉において山東權益等に關する日本の要求を支持する、との覺書を交付してきた。そこで三月下旬、日本はイタリアに對し、英・佛・露三國がわが講和條件を支持していることを通告し、イタリアから異議無き旨の返答を得たのである。

残る大國アメリカとの協議は、十一月、いわゆる「石井—ランシング協定」となって決着する。それは他の列強諸國と

のものとはトーンを異にし、「支那の領土主權」の尊重を唱いながら、近接國家（日本）の「特殊の關係」は認めるという玉虫色のものだった。「特殊の關係」を日本は政治的特權と解釋し、アメリカは經濟的特權と理解することで妥協したのである。これは密約ではなく、締結後すぐに公表された。

この間に、中國に大きな變化がおこった。日本が親日的でないと見なした大總統の袁世凱が一九一六年六月に死に、副大總統の黎元洪がその後を繼いだのである。ただ、袁世凱配下の軍隊、いわゆる北洋軍は段祺瑞の率いる安徽派と馮國璋を中心とする直隸派に分化した。錯雜を極める軍閥内戦時代の始まりである。

北京政府の實權を握った段祺瑞にたいし、寺内内閣はいわゆる「援段政策」をとって親日政權へと育成することをはかる。段はそれに應え、一九一七年八月にドイツに宣戦、日本の援助による「參戰軍」まで創りあげた。參戰軍（大戰終了後は「邊防軍」）はヨーロッパ戰場に赴くことなく、國內で「武力統一」に勵んだから、段祺瑞と日本の名は内戦と結びついたものとなった。武力統一の對象は、岑春煊を主席總裁とする廣州の軍政府とそれを支持する西南軍閥である。このとき中國は南北對立の状態にあり、南方は「護法」をかかげ、北京の中央政府に對して中華民國の正統な代表者と唱えていたのである。

「援段政策」を象徵するのは、寺内首相が「私設公使」西原龜三をつかつて實施したいいわゆる「西原借款」である。西原借款とは經濟借款を装った政治借款で、その總額は當時の北京政府の一年分の入用を尤に賄うにたる、一・四五億圓にものぼるものだった。その巨額資金の受け口となったのは、「新交通系」だった。新交通系とは、「交通系」から分化した、曹如霖を領袖とするウルトラ親日派の政客集團である。「密約」によって外堀を埋めたあと、「借款」により親日政權を育成して内堀をうめようとしたのである。

西原の財政援助の申し入れを背景に一九一八年三月に第三次段祺瑞内閣が成立する。¹¹ その直後の五月に締結された「日支陸軍共同防敵軍事協定」は、北京政府がどれほどまで日本の意向を體するものであるかをよく示すものだった。日本側第二署名者である宇垣一成の抱いていた構想は、その間の雰囲気如實に窺わせてくれる。¹²

協約成立の暁には、日本は支那をして是非國防用の軍隊を建設せしめねばならぬ。……共同防敵用軍隊の精鍊を要求して、多くの顧問教習を此の新設軍隊内に入れて運用支配の實權を收め、斯の如く名實並び收めて、結局は此の軍隊を基礎として支那生殺與奪の實權を收め、彼を導きて世界に雄飛すべき回天の事業に着手すること肝要なり。

日記とはいえ、「支那生殺與奪の實權を收め」それを従えて「世界に雄飛すべき回天の事業に着手」する、とまで言いつゝる心情はどう理解すべきものだろう。

一方、外交面において山東權益を掌中にするために日本がとった措置としてもっとも有名なのは、一九一八年九月の「山東省に於ける諸問題處理に關する交換公文」¹³に「欣然同意」の一句を盛り込んだことである。公文の中國側署名者は駐日公使章宗祥だった。日本が強要したとの批判をかわすための小細工なのだが、それが日本に有利なものであれば、それだけ中國に不利なものであったはずである。げんに、「日支永遠の親善」のための「覺書」締結のさい、署名者の陸宗輿が「將來賣國奴たるの譏を受けん事を恐れ慄々として署名」したと、當事者の西原龜三が記しているほどなのである。¹⁴ このように自分の傲岸と相手の屈辱を組み合わせた關係性をつぎつぎと確立することに成功したため、日本の思惑はほとんど達成されるかに見えるところまでいったのである。

寺内内閣は、一九一七年十一月、山東のドイツ諸權利の讓渡、赤道以北獨領南洋諸島の割讓及びこれに付帶する諸權利

の譲渡をもとめるとの講和方針を決定した。そして、寺内内閣をついだ原内閣もその方針を繼承する。⁽¹⁵⁾

ただ原首相は、從來日本が「或は返還するが如く、或は領有するが如き態度」を取ってきたのを改めて、明確に「青島を獨逸より掌握し、更に支那に還付する事に決定」したと自負している。⁽¹⁶⁾ 原が寺内との違いを打ち出したかったのは確かだが、その「還付」はけっして字義どおりのものではなかった。もし「掌握」が即「還付」になるのなら、對獨最後通牒の文言どおりで、問題は起こらなかったろう。しかし、山東鐵道に關して「如何なる手段を盡くしても我帝國は之を獲得」せねばならぬ、との田中義一陸相發言に見られるように、⁽¹⁷⁾ 現實に進められたのは、やはり「還付」を遠景にぼかした目前の「掌握」だった。五四運動にさいし、山東返還が高唱されると、内藤湖南をはじめ、輿論の主流が山東權益は日本が獲得して當然、⁽¹⁸⁾ としたことに照らしても、これが日本の政府と國民の基本的な認識であり、目標だったと言っている。⁽¹⁹⁾

山東問題は、一九一九年四月三〇日、講和會議の第三回首相會議において日本の要求どおりに決定された。日本全權はその會議における發言の冒頭で、ウィルソン大統領の質問に答える形をとって、こう宣言している。⁽²⁰⁾

日本の政策は山東半島を其の完全なる主權の儘支那に還付するに在り。日本の保持せむとする所は、曩に獨逸に許與せられたる經濟上の特權、並に普通の條件の下に青島に居留地を設定する權利に過ぎず。

冒頭の一句こそ、前述したように、弱腰等々との集中砲火を浴びた對獨最後通牒での日本の辯解的立場であつた。底意は透けていても、表面はこう飾らねばならなかったことが分かる。ドイツの山東權益は中國に返還されるべきものであるが故に、「還付」をかかげて「掌握」を可能にする道が求められねばならなかったのである。そして日本の要求は、

講和條約の本文「第四編第八款 山東」の最初の條（第百五十六條）中に、まぎれる餘地なくこう文章化された。

獨逸國は千八百九十八年三月六日、獨逸國と支那國との間に締結したる條約及山東省に關する他の一切の協定に依り取得したる權利權原及特權の全部、殊に膠州灣地域、鐵道、鑛山及海底電線に關するものを日本國の爲に放棄す。⁽²⁰⁾

四月三〇日の會議の決定を、日本が山東問題の「解決」と喜んだことは前述した。列強の側は「還付」の名を取り、日本の側が「掌握」の實をとることになったこの決着に、「密約」や「欣然同意」の文言が大きな役割を果たしたことはよく知られている。残るは、もっとも大事な當事者、中國である。この事態を見越して、北京政府との間ではすでに「一切の承認」を押しつけてあるのだから、ことは一件落着、となるはずだった。しかし、そのニュースが中國に傳わると、それに反發する學生運動が北京で勃發し、未曾有の國民運動へと發展していく。五四運動である。

二 親日派三高官の「罷免」

山東問題をめぐる學生の動きはパリ講和會議の開催とともに始まっていたが、四三〇會議での山東喪失のニュースは一舉に空氣を劍呑にした。運動の性質は「外に國權を爭い、内に國賊を除く」のスローガンに集約され、當初から「親日派も如何ともする事能はざる」ほどの「情勢」⁽²¹⁾だった。なかでも攻撃的とされたのが、五四當日に自邸を焼討ちされた曹如霖、曹邸で毆打された章宗祥、および陸宗輿の三人⁽²²⁾だった。事件の報道を見た西原龜三は、即日「坂西（利八郎）氏に囑し曹・章・陸三氏に見舞を請ふ旨打電」⁽²³⁾しているが、日本の政策實現のために役立たねばならないはずの親日派が、逆

に衆怨の的としての障害物に轉化してしまったのである。

時の中華民國大總統は徐世昌、國務總理は錢能訓だった。段祺瑞が總理の椅子を手放したのは、國內外の政治情勢の變化に迫られての一步後退だったことは確かである。しかし、段は參戰軍督辦を手放すことなく背後で睨みを利かせ、徐を大總統にして政局を壟斷するつもりだった。ゆえに徐世昌は、大總統當選後、安福派領袖王揖唐にたいし、「新國會」擁護を明言したばかりでなく、「余の意見は段祺瑞と毫も異ならず」、段と自分とは「一心二體」との言辭を弄することまでしたのである。新國會は、一九一八年八月に開設されたものであって、段の手兵の政客集團、安福俱樂部によって牛耳られたので「安福國會」とも稱される。なお、錢能訓は徐世昌の子飼だが、交通總長に曹如霖を配するなど、錢内閣は段派の意向を踏まえたものだった。⁽²⁵⁾

出發點はそうであっても、政治家としての本領は段祺瑞をうまわるものがあつたので、徐世昌は相對的に獨自の立場を取つて大總統としての地位を固めていく。その基本は、段の武力統一策にたいし距離を置き、平和回復を謀つたことである。それは日本とその意向を體する親日派の企圖には反しても、英米など列強の要求、そして何よりも内戦を厭う國民大多數の願望に適うものだった。徐はそのための對内・對外工作も周到に展開し、一九一九年二月の上海南北講和會議の開催にこぎつける。⁽²⁶⁾

パリ講和會議の講和條約調印問題についても、段祺瑞の方針が無條件調印で一貫していたのに對し、徐世昌の對應は複雑だった。五月二一日に無條件調印の訓令が發せられたと日本側に傳えられる一方で、在パリの中國全權は五月二六日、訓令により山東關係條項を保留の上調印、と公文で通牒したのである。⁽²⁷⁾ この徐世昌一流の老獪な對應は、臼井氏の言われる北京政府の「二股的政策」である。⁽²⁸⁾

そして、當面の焦眉の政治課題である曹如霖等親日派高官の處分問題にたいしては、徐世昌はこう對應した。まず、六

月一〇日午前、交通部總長曹如霖の「辭表」を受理してその職を免ずるとの大總統令を發し、そして同日午後、陸宗輿、章宗祥も同じく辭表を受理して免職する、との大總統令を發したのである。⁽³⁰⁾

徐世昌のこの措置は、段祺瑞ら親日派の同意を得てのものではなかった。ということは、その反發は必至と見てよいと思われるが、一日、或る情報通はその間の事情についてこう語っている。⁽³¹⁾

今回曹如霖の辭職に對しては、段祺瑞及其一派極力反對し、段は昨日親しく曹を往訪し、辭職を思止まる様勸告し、安福俱樂部の多數、又同じく曹の辭職は大局上何等利益なきのみか、却て中央政府の動搖を來す虞ありとて熱心に反對せしに拘らず、曹は辭意固く、交通部祕書に命じて辭表起草中、國務院にては錢總理・徐總統の意を受け、總統府及國務院兩祕書長の贊成にて、曹の正式辭表を呈出せざるに先だち、倉皇、曹如霖免職の大總統令を發布したる爲、段祺瑞一派及安福俱樂部の一部大いに激高し、形勢甚だ險惡を呈したる爲、大總統及總理亦共に辭表を提出することとなり、國會に回付せられたるも、大總統の辭職は違法なりとて、辭表は直ちに送還せられたり。今後の政局如何に發展するや、豫測出來難きも、當分混沌たる状態にて推移するならん。

曹如霖が辭意を固めていたことは確かである。曹は自邸を焼討ちされた翌日の五月五日にすでに辭表を出して慰留され、その後、五月一四日にもまた辭表提出、慰留の辭任劇を繰り返していた。ゆえに、今度こそはの決意だったのだが、あろうことか、その辭表を提出するにいたらぬうちに大總統令が發せられたのである。つまり、これは辭職許可令の形をとった「罷免」令だった。手続き違反は明白だが、直接的な對決をいくらかでも緩和するためには、この形式の方がまだしもと、徐は判斷したにちがいない。しかし、やはり風波は避けられず「形勢甚だ險惡を呈し」、大總統と總理が「共に

辭表を提出」しなければならなかったのである。

徐世昌が引責辭職や曹等との差し違えを考えていた節はないから、これは危ない綱渡りだった。その危険を敢えて冒すには、親日派高官「罷免」による事態收拾策の強行を徐世昌に決意させた政治的條件が生まれたからである。前掲の情報提供者の「極秘」の内話⁽³³⁾によれば、その條件とは江蘇督軍李純の「密電」だった。

實は昨今の風潮漸次險惡に赴きつつある爲め錢總理六月九日人を曹の許に遣し、此の際辭職さるる方宜しからんと勸說せしめたるを以て、曹は勿論其の積りにて請假期の滿了(六月十日滿了)と共に辭表提出すべしと回答したる由にて、錢總理も愈々之を聽許する筈なりし處、右錢總理の勸説は險惡なる形勢緩和の爲めなること勿論なるも、同時に李純より風潮鎮靜の一策としては、曹を免職する方然るべき旨の來電に動かされたること明白となり、徐總統左右の有力者間に、外間の曹等に反對するは其の目的單に曹等の辭職に止まらず、結局現内閣は申す迄も無く、遂には徐總統迄も掃蕩せされは止まざるべく、從て曹の辭職たけにては風潮鎮靜は得て期すへきにあらす、偶或は之か爲め中央政府の弱味を看破せられ、却て時局を危殆ならしむる虞あるに付、寧ろ曹等をして斷然踏み止まらしむる方得策なり、又李純の意見を尊重する爲めならば、若し此際張作霖乃至倪嗣冲等より反對の勸告ありたらんには、政府は果して如何なる措置を執らるるや、要するに斯の如き問題は一二地方長官の進言にて左右せらるるは面白からすとの強烈なる反對者出て、今日大總統の裁決を仰くこととなり居り、其の後の消息は未だ承知せず、

内幕に通じたこの情報提供者は、權量なる人物である。權量(一八七五—?)は湖北省武昌の人、清末に日本に留學して東京高等商業學校を卒業、中央政府の民國期の役職としては署交通部總長(一九一七年)や交通部次長(一九二〇年)等を歴任、

また吉會鐵路（吉林—會寧間）督辦、吉長鐵路（吉林—長春間）管理局局長等の職に就いた。派系はもとと交通系に属したが、曹如霖が日本専用チャネルとすべく新交通系へと分化したとき、それに従った。³⁴吉會鐵路はかの西原借款の一、「吉會鐵路借款前貸金」（二〇〇〇萬圓）と深く結びついたものであり、東北の鐵道權益が日本の重要な獲得目標だったことは言うまでもない。つまり、權量は時の政界情報、とりわけ曹如霖關連のそれについて、もつとも神經を集中せねばならない立場にある人物だったのであって、その「極秘」内話の信憑性はきわめて高いと見てよい。

前引の内話にいう、中央政府を護るためには外聞の罷免要求に屈するなどの方策は、出来ることなら、徐世昌もそうしなかったはずである。また、擁段派の張作霖や倪嗣冲等が反對の意見を突きつけてきたらとのケースを想定して、一地方長官の意見に従うなというのも、この時の李純が全國民的な罷免要求を背景にしていたということさえ捨象するなら、きわめてまっとうな意見といえる。にもかかわらず、徐世昌は常套の政治手法に従うことなく李純の來電に動かされて、險惡なる形勢を緩和するために、曹如霖を免職にする道を選んだのだった。徐にそうするよう決意させた李純の來電とは、以下のものである。

大總統鈞鑑：國務院・內務部・教育部・農商部鑑：統密。部庚・齊電敬悉。京校學生各回原校、早經通電宣布。日內接蘇・常・揚・鎮及松江・寶山・奉賢・金山等處警電、紛々罷課罷市、延及鄉鎮、大都因中□□□滬寧各界所請罷斥曹・陸・章諸人、遂并勸慰學生一層、亦指爲搪塞一時之計。經于庚日召集各界、宣示中央近情、并就外交內政之危險、反復勸誡、形勢尙未緩和。滬寧路工人罷工、行將實現、深恐蔓延愈廣、則收拾愈難、惟有竭力維持、借紓廬系。仍盼□□。李純、齊耀琳。佳。³⁵

それは「佳」電、すなわち九日付の大總統との間の暗號電報で、江蘇省長齊耀琳と連名で打たれたものである。事態がますます緊迫しつつあることは明らかだった。近日來、蘇州・常州・揚州・鎮江や松江・寶山・奉賢・金山等では「罷課罷市」が紛々として起こり、その勢いは鄉鎮にまで廣がっている。しかも、鐵道勞働者の「罷工」まで實施されようとしており、そうなれば事態の收拾はいよいよ難しくなる。密電に「過激派」への言及はないが、「三罷」ゼネストの出来は、當時にあって一般に過激主義との関連でとらえられ、根柢的な秩序の崩壊の豫想と結びつけて恐れられたのである。

李純は如上の情勢把握にもとづいて、危機回避のためには、國民的な要求となっている「曹・陸・章諸人」の罷免するとの「一時を搪塞するの計」をおこなうしかないと判斷して、それを大總統宛に密電したのである。大總統の下に「國務院・內務部・教育部・農商部」の四が上げられているが、國務院の内閣總理はもちろん錢能訓、內務部總長は錢の兼任である。教育部總長は學生騒動の責任をとらされて辭職した傅增湘の後を次長の袁希濤が代理し、安福派の壓力に抗していた。⁽³⁶⁾農商部總長の田文烈は中立派とされるから、⁽³⁷⁾李純は政府内の段祺瑞・安福派に非ざる部分に宛てて打っているのである。李純の意圖は明白であり、後盾をえた徐世昌は前述したように、まず曹如霖、ついで陸宗輿・章宗祥の辭職許可の形をとった「罷免」を敢行したのだった。

このとき、江蘇督軍李純は段祺瑞の安徽派に對抗しうる直隸派軍閥の筆頭といった地位にあった。もともと直隸派を率いていたのは江蘇督軍にして副大總統に就任した馮國璋である。一九一七年八月、馮が黎元洪の後を繼いで大總統に昇任したあと、李純が直隸派にとって最も重要な地盤である江蘇の督軍に就任した。

直隸派の中核は、江蘇督軍李純と江西督軍陳光遠・湖北督軍王占元、いわゆる「長江三督」である。一九一八年七月、段祺瑞が對南方武力統一作戰を開始するにあたり、北洋派内部の意思統一を圖るべく天津で督軍團會議を開催したとき、長江三督だけは代理を派遣するにとどめたことに示されるように、⁽³⁸⁾かれらは時として安徽派にたいし對抗的に振る舞って

きたが、この時、親日派高官の罷免問題では眞つ向から對立する策を打ちだしたのである。

李純がこのように思いきった行動をとることができたのには、もう一つ重要な政治的・社會的な背景があった。段祺瑞のすすめた「武力統一」策が内戦を引き起こしており、内戦反對は國民的願望となっていたが、李純は徐世昌を助けて南北講和會議の開催を實現したのである。かれは、一九一九年二月に開催された會議に代表として名を連ねてはいなかったが、「眞の（北方）代表は李純だった」といわれたことにその役割がよく示されている。そのようだったから、李純はこのとき、たんに北洋派内部の二大分派の一方の旗頭たるにとどまらず、國民的な願望を體現する者としても振る舞うことができたのだった。

しかし、前掲資料（情報通の二日の内話）に言うように、徐世昌のとった「罷免」措置は段祺瑞一派の「激高」をよび、形勢險惡化の結果として、大總統と總理がともに辭表を提出するという事態となった。しかし、法規的に不可能であることがすぐ明らかになったため、徐世昌の辭職は結局實現せず、六月一二日、錢能訓が國務總理職を辭任した（内務總長は辭任せず）。ただ、三高官の罷免により、上海「罷工」に代表される危機的状況は大いに緩和された。その點での徐世昌の措置の有効性はだれしもの認めるところだったはずである。

親日派にしてみれば、徐・錢に意趣返しはしたくても、中央政府の動搖は押さえない。その相反した願望をかなえうる唯一の策は、錢總理を辭任させて自派の總理をその後釜に据えることだった。錢の辭職後、財政總長龔心湛が總理を兼ねる。錢から龔への更迭劇は「段派が再び北京政界の主人公となったことを意味」した。⁽⁴⁰⁾「段派の繼子格」とされる龔心湛がワンポイントリリーフした後は、段派の武人ではあるが徐世昌ともよい斬雲鵬が組閣して、「徐・段の連鎖」の位置を占めて政局の運営にあたることになる。⁽⁴¹⁾

三 日本の新たな對應

國民的な大衆運動としての五四運動は、上述したように、支配集團の一部がそれを利用したことにより政府の中樞に未曾有の大きな變動をもたらした。それは親日派の犠牲として現れたのだから、日本政府はこの事態にたいする新たな對應をより深刻に迫られることになる。しかもその後、事態は中國全權のヴェルサイユ講和條約調印拒否へと展開するのだから、深刻の度は増しこそすれ減ずることはなかった。

三高官罷免以前の日本の對應は、基本的に親日派を介して運動を鎮壓ないし沈靜化することに置かれていた。徐世昌の措置は、部分的にはあるが、その枠組みそのものを否定するものだったから、三高官「罷免」後の六月一三日の閣議では、以下のような意見がかわされている。

内田外相より講和會議並に英米支那等の情況を報告したり。余（原敬）より支那に對しては親日派の擁護其他に於て現況を傍觀する事能はず、今日大局の上より徒に騷擾を重ねるが如き手出は不可なれども、多少彼等の窮狀を救ひ又人心を我に向はしむるには多少の金錢を支出するの必要あるべしと云ひたるに、高橋藏相は現大統領無資力にて困難と思はるるに因り、南北云々に關係なく我より進んで借款を提議しても可ならんと云ひ、種々意見の交換をなし、結局内田考慮する事となせり。⁽¹²⁾

これより先、原内閣は大戦終了後の一九一八年二月三日、「對華借款並財政援助差控」を聲明していた。そして、一

九一九年九月九日の閣議で援助再開⁴³に轉じたとされる。しかし三高官罷免直後にすでに、人心を我に向かわせるための、親日派、さらには徐世昌にたいする「多少の金錢」提供へと踏み出すにいたっているのである。

そして中國の講和條約調印拒否後に、日本が取ったのは徐世昌・龔心湛政權の維持策だった。たとえ調印はしなくとも、というよりは、むしろ不調印という異常事態のもとでは餘計に、既成事實積み重ねを認めさせるしか、山東權益をうまく確保する道はなかっただろう。そのために、徐世昌の親日化が必要であり、親日化には金錢援助がもつとも有効と判斷されたのである。實際、北京政府の困窮振りはいへんなもので、徐世昌はいろいろなルートを通じて日本の援助を引き出そうとした。その一つが「支那在留青木（宣純）中將」だが、青木は歸國して原首相を訪問、「支那の情況を告げ」「徐大總統を援助して而して親日派にも安心をなさしむるの必要」を言つて財政援助を提起している⁴⁴。

その後、對華援助方針はしだいに固められていったかのごとくであつて、内田外相は七月二一日の外交調査會で毎月の必要經費にまで言及している。

支那政府の財政窮乏の極點に達し居る次第は、在北京の小幡公使よりも頻々來電あり、又青木陸軍中將よりも親しく實際窮境の真相を聞きたるに、今日の儘に推移せは徐大總統の地位は之を持續せんこと不可能なり、隨て我國か此際周旋の勞を取りて金策の道を授けられんこと支那政府の最も悩請する所にして、その額は毎月月割約五百萬元を要する由なり。⁴⁵

日本の援助方針が内々に伝えられると、當然のことながら徐世昌はそれを感謝し、こう意向を表明したという。

一切の借款打切を聲明したる日本にして、内密の借款に應じたること暴露するに於ては、意外の紛議を醸生する虞な

きに非ず、其點は甚た心配の至りなるも、日本の厚意に對しては謝するに辭なし。⁽⁴⁶⁾

もちろん日本政府は、徐世昌に氣遣ってもらうまでもなく、それが暴露されれば拙いことくらいは十分に辨えていた。しかし、この急場を救わないと徐世昌は英米に救援を求むるしかないとするれば、日本に依存させるのが當面の策とされたのである。かくして日本の支援を得た徐世昌は他の列強とのバランスを巧みにとって、一年後の段祺瑞と安徽派の没落後もなお二年間、異例の永きにわたり北京政府のトップの座に坐りつづけることになるのである。

× × ×

五四運動が曹如霖等親日派三高官の「罷免」およびヴェルサイユ條約調印拒否という破天荒な事態を生みだしたことは、よく知られている。中國は、國際政治の舞臺において近代史上かつてない異議申し立てを行うことにより、主權國家としての存在を世界にむけてアピールしたのである。

事態のこのような展開を可能にした最も根源的な力が、世界大戰とロシア革命により掻きたてられた世界的なナショナリズムの高揚にあったことは言うまでもない。そのことは、日本が親日派三高官を「罷免」した徐世昌を援助することになるという展開のなかに、端的に反映されることになる。本來、安徽派と直隸派とは北洋軍閥内部の二分派なのだが、李純は運動の國民的高揚を背景に曹如霖等の對應策を要求し、徐世昌はその提言に依據して「罷免」を強行した。ところが、それに不満であるにもかかわらず阻止できなかった親日派は、むしろ徐世昌と妥協して政權を維持するしかなく、そのような状況の下で、日本は列強の目を氣にしながらも財政援助に踏み出すことになるのである。それは、かつてない國

民的な意志の表示に直面した日本が、新局面に對應すべく採った軸足の移動だったといえる。

「大正新時代の天佑」と勇んで取りにかかったドイツの山東權益は、逆に日本にとっての躓きの石となったわけだが、日本にとっての解決が中國にとっての解決ではなかったのだから、そうなるのは或る意味で當然だったのである。

八年前の辛亥革命も、中國の民族的・國民的覺醒を示す重要な出來事だった。アジア最初の共和國、中華民國はその誇るべき成果なのだが、當時の自覺的な青年學生たちは革命軍に加わり、敵軍と戦うという實踐により自分たちの新しい國を創るべく奮闘した。それにたいし、五四の自覺的な青年學生たちは山東返還の目標を高くかかげ、その要求を實現するために民衆に對する宣傳活動を展開した。救國十人團の登場と活躍は、その代表的な事例である。まず、課題に對する共通の認識を廣く民衆、國民の間に浸透させて罷課・罷市・罷工などの政治的示威を實現し、それを政府に突きつけることにより「國民」の意志を國家の方針とするよう迫るといふ點で、この時の青年學生は明らかに新しい運動主體となったのである。中國の近代的國民國家形成史上、これが畫期的な意味を持つことは贅言するまでもないだろう。この後、中國は國民革命、新民主主義革命を経て、中華人民共和國としてその國民國家を創りあげることになる。

一方、日本は山東問題で自國の利益を追求しようとすればするほど、中國のナショナリズムを掻きたてることになる。以後の日中關係、そしてそれをとりまく國際關係は、日本の意圖どおりにことがらを解決するのかどうかという問題をめぐって展開していき、ついには日中戦争、そして太平洋戦争にまで行き着くことになる。そしてその祕密工作は、しだいに陰謀、詭計へとエスカレートし、それも通用しなくなったとき、直接の武力發動へと突き進むことになる。

注

- (1) 外交史研究として、臼井勝美『日本と中國 大正時代』（近代日本外
 交史叢書第七卷、原書房、一九七二年）が優れ、藤本博生『日本帝國

主義と五四運動』（『五四運動の研究』第二函第三冊、同朋舎、一九
 八二年）は近代的外務官僚による對華政策が五四運動を呼び起こすこ
 とになる過程を實證的に分析して興味深いものである。

- (2) 例えば『大阪朝日新聞』一九一九年五月三日付は、「山東問題解決／公電外務省に着す」との見出しで「山東問題主張貫徹の公電三日午前巴里日本全權委員より我が外務省に到達せり……此の公電到達するや内田外相は三日午前参内天皇陛下に拜謁の上右の趣奏上する所あり霞閣稍喜色あり」と報じている。(藤本博士編『日本新聞五四報道資料集成』京都大學人文科学研究所、一九八三年)
- (3) 外務省編『日本外交年表並主要文書 1868-1945』上巻、原書房、一九六五年、三八〇頁。(原文の片假名は平假名に變え、句讀點を適宜補った。以下、同じ。)
- (4) 白井、前掲書、四五頁。中國とドイツの還付交渉にたいする日本の壓力については、藤本、前掲書、四六頁。
- (5) 「對華要求に關する加藤外相訓令」『日本外交年表並主要文書』上巻、三八二頁。
- (6) 小林龍夫編『翠雨莊日記』原書房、一九六五年、二九二頁。
- (7) 「講和會議の際日本の要求支持を承諾の英國覺書」『日本外交年表並主要文書』上巻、四三二頁。
- (8) 「日本外交年表並主要文書」上巻、年表部分、二二五—二二六頁。
- (9) 「中國に關する交換公文」『日本外交年表並主要文書』上巻、四三九頁。
- (10) 狹間直樹『五四運動研究序説』(『五四運動の研究』第一函第一冊、同朋舎、一九八二年)二二—二五頁。
- (11) 山本四郎編『西原龜三日記』京都女子大學、一九八三年、解題 XXXI 頁。
- (12) 『宇垣一成日記』第一巻、みすず書房、一九六八年、一六〇頁。
- (13) 『日本外交年表並主要文書』上巻、四六四頁。
- (14) 『西原龜三日記』二五二頁(大正七年四月—三日條)、『五四運動研究序説』に引いた白井氏のものという意味に變わりはないが、字句に若干の異同がある。
- (15) 齋藤孝「バリ講和會議と日本」『日本外交史研究 大正時代』有信堂、一八五八年、一〇九頁。
- (16) 『原敬日記』乾元社、一九五〇年、大正七年一月一九日・二二日條。
- (17) 『翠雨莊日記』三三三頁。
- (18) 例えば、内藤湖南談「痛快なる除外例／山東問題解決は」『大阪朝日新聞』大正八年五月一日。ただ、「眞心の親切より出發する日支相互の理解を得たい」とのまっとうな意見(同仁會理事佐藤綱次郎陸軍中將談『大阪朝日新聞』大正八年五月一日)もあつたことは銘記されてよい。ともに、前掲『日本新聞五四報道資料集成』による。
- (19) 外務省編『日本外交文書』外務省、一九七一年、大正八年第三册上、二二八文書。これに續けて、鐵道運輸の安全を保障する爲の「特別警察官」の使用、「警察隊は支那人を以て組織」する等のが言明されている。
- (20) 「ヴェルサイユ講和條約の日本關係條款」『日本外交年表並主要文書』上巻、四九二頁。
- (21) 『原敬日記』大正八年五月一日條。これは、北京にあつて一連の事態を實地に體驗した寺尾亨の報告である。
- (22) 五四當日、陸宗輿も標的の一であつたが、巧みに難を逃れている。「曹さんはあまり智慧がない」と陸がそれを誇り顔に言うのに對し、坂西は五月二三日發西原宛書翰で、陸は「横着」云々と批判的に記している(百瀬弘「五四事件關係坂西利八郎書翰おぼえ書」『鈴木俊敏授還曆記念東洋史論叢』大安、一九六四年、六六八頁)。その「横着」な陸さえ「賣國奴」との批判におののいて「親善」の「覺書」に署名せねばならなかつたことは銘記されてよい。
- (23) 『西原龜三日記』大正八年五月五日條。
- (24) 『日本外交文書』大正七年第二册下巻、一〇〇八文書。
- (25) 波多野乾一『現代支那』大阪屋號書店、一九二一年、一三二〇頁。

- (26) 『五四運動研究序説』二八一—三二頁。
- (27) 『日本外交文書』大正八年第三册上巻、二七八文書。
- (28) 『日本外交文書』大正八年第三册上巻、二七五文書。
- (29) 白井勝美『日本と中國—大正時代—』原書房、一九七二年、一六二頁。
- (30) 『五四運動研究序説』九〇頁。
- (31) 『日本外交文書』大正八年第二册下巻、一三五四文書。
- (32) この件に關する曹自身の記述は、曹如霖『一生之回憶』春秋雜誌社、一九六六年、二〇一頁、に見える。ちなみに、陸宗輿も先に辭表を提出して慰留されたことがあるが、章宗祥にいたっては辭表を一度も提出したことがいなのである。
- (33) 『日本外交文書』大正八年第二册下巻、一三三二文書。この報告の末に、「陸宗輿より、曹如霖の辭職今朝聽届けられたる旨内報ありたり」との消息が記されている。
- (34) 『現代支那』四〇九頁。權量の傳記としては、管見の限り、*Who's Who in China, Third Edition, The China Weekly Review, Shanghai*, (編集復刻版『中國名人錄』第2巻、龍溪書舎、一九七三年)が詳しい。
- (35) 中國社會科學院近代史研究所等編『五四愛國運動檔案資料』中國社會科學出版社、一九八〇年、二七四頁。江蘇省長齊耀琳との連名電だが、便宜のためたんに李純密電という。密電ゆえあまり人目に供しなかったのか、管見の限りではここに掲げたものの以外の存在を知らない。李純の六月八日付國務院等宛密電(同上、二七三頁)は、運動風潮の南方への蔓延を言いながらも、自分たちのお膝元の南京では「人心尙安、秩序如故」とむしろその統治力量を誇示するがごとくであり、また上海の状況についても、護軍使盧永祥に「督飭地方文武、設法保護勸導、以期回復原狀」させるのだと樂觀的といつてよい見通しを述べていた。盧永祥は安徽派だが、李純は盧の支配下の上海をも含

- めて責任をもつとの自負を示したのである。ところがその見通しはもろくも崩れ、八日から九日にかけての上海罷工の擴大が李純の判斷を變えさせ、九日付の密電となるのである。なお、九日付の陸軍部宛電報(同上)では、罷工、金融危機について、一層つつこんだ言及をしているが、三高官罷免による事態收拾策には觸れない。
- (36) 劉紹唐主編『民國人物小傳』第一巻、一九八一年、傳記文學出版社、一三四頁。
- (37) 沃丘仲子『徐世昌』一一六頁。ちなみに、注(35)所掲の六月八日付密電は、「國務院、各部、院、保定曹經略使、盛京張巡閱使、蚌埠倪巡閱使」と廣東軍政府を構成する西南五省を除く「各省督軍・省長・都統・護軍使」宛、すなわち北京政府高官の全てに宛てたものであることを勘案すれば、九日付密電の宛先のもつ意味は一層明らかだろう。
- (38) 陶菊隱『北洋軍閥統治時期史話』第四册、三聯書店、一九五七年、一四〇頁。
- (39) 『李純全史』『北洋人物史料三種』文海出版社、一九七一年、二〇七頁。
- (40) 平川清風『支那共和史』上海 春申社、一九二〇年、七四七頁。
- (41) 『現代支那』一三一、一三三頁。
- (42) 『原敬日記』大正八年六月二三日條。
- (43) 藤本博生、前掲書、七三頁。基本的に賛成であるが、北京での事態との關連で言うなら、六一三閣議を初歩的な轉換點と見ておきたい。
- (44) 『原敬日記』大正八年七月一〇日條。
- (45) 『翠雨莊日記』大正八年七月二一日、第一七回外交調查會會議筆記、五五〇頁。
- (46) 同上、五五一頁。
- (47) 小野信爾『救國十人團運動の研究』(『五四運動の研究』第四函第一三分册)同朋舎、一九八七年；殷汝霖・張允侯譯『救國十人團運動研究』中央編譯出版社、一九九四年。